

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2020年(令和2年) September 9月号

## 令和2年度全国労働衛生週間について



秋のトリコロール

【写真提供者：村山 隆氏】

### 目次 CONTENTS

さくらじま..... 1  
 令和2年度全国労働衛生週間について..... 2  
 令和2年度全国労働衛生週間説明会・用品等のご案内..... 3  
 「働き方改革推進支援助成金」職場意識改善特例コースのご案内..... 4  
 業務改善助成金をご利用ください..... 5  
 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース  
 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内..... 6  
 産業保健  
 ～自粛によって注意しなければならない肝臓疾患～..... 7  
 脳・心臓疾患及び精神障害等（「過労死」等事案）の  
 労災補償状況（令和元年度）について..... 8  
 労務管理あれこれ  
 ～連絡とれない社員の残余の賃金の支払いはどうする～..... 9

保健師からお届け クローバーたより  
 NK細胞を元気にしてコロナウイルスに負くんな～!!..... 10  
 9月は障害者雇用支援月間です。  
 障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！..... 11  
 令和2年 業種別死傷災害発生状況（7月末速報版）..... 12  
 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内..... 13～14  
 第34回（令和2年度）  
 全国作業環境測定・評価推進運動 実施要綱..... 15  
 働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内..... 16  
 財形貯蓄を始めてみませんか？..... 16  
 令和2年度心とからだの健康推進運動のご案内..... 17  
 STOP！熱中症..... 17  
 令和2年10月の講習開催のご案内..... 18

### さくらじま

7月の終わり、長い梅雨が明けて本格的な夏となったが、新型コロナウイルス感染症の猛威は未だに収まりそうにない。鹿児島県においては、4例目のクラスターが発生し、累計感染者は250人を超えている。また、国内の感染者は、累計で3万6000人以上にも達しており、ここ数日における1日当たりの感染者は1000人を超えるなど感染拡大の傾向が続いている。夏になれば感染力が衰えるという期待もあったが、そうではないようだ。  
 この感染者に対しては、自分が感染しない、他人に感染させないための行動が必要であり、感染リスクを避けるために

一人ひとりが気を緩めることなく、3密を回避するとともに、こまめな手洗いや室内の換気、マスクの着用、風邪症状があるときの出勤や外出自粛などの「新しい生活様式」の実践を徹底しながら、社会生活を送ることが必要である。また、感染者などに対して、差別的な言動があることを耳にするが、感染者や感染が疑われる方の不安な気持ちに思いを巡らせ、感染者やその家族などに対して、偏見を持たずに寛容な心で接することも忘れてはいけない。そして、これをお読みいただいている頃には、感染拡大傾向から少しずつでも収束に向かっていくことを願っている。

# 令和2年度 全国労働衛生週間

## 全国労働衛生週間実施要綱（抄）

### 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第71回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移し、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（平成30年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになり、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、健康づくりを推進していくことが求められている。このため、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、健康づくり等の取組を推進していくこととしている。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想されることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質に起因する労働災害については、年間500件程度で推移しており、危険物によるものが約4割、有害物によるものが約6割となっている。また、有害物による労働災害のうち、特定化学物質障害予防などの特別規則の対象となっていない有害物によるものが8割を占めている。こうした化学物質による健康障害を防止するため、関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくこととしている。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間900人を超えている中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。このため、石綿障害予防規則を改正し、石綿によるばく露防止対策を強化することとしている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

## 「みなおして 職場の環境 からだの健康」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

### 2 スローガン

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

### 3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

※詳細は中災防HPをご覧ください。

### 第71回全国労働衛生週間説明会 日程表

	日時	会場	所在地
名瀬署管内	9月16日(水) 10時～	(一般) 奄美振興会館（奄美文化センター）	奄美市名瀬長浜町
	9月16日(水) 13時30分～	(建設) 奄美振興会館（奄美文化センター）	
	9月17日(木) 13時30分～	瀬戸内町きゅら島交流館	大島郡瀬戸内町古仁屋

# 全国労働衛生週間説明会・用品等のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

令和2年度全国労働衛生週間が、10月1日から7日までの間「みなおして 職場の環境 からだの健康」をスローガンに始まります。

本会では、準備期間中に奄美市及び大島郡瀬戸内町で説明会を開催致します。

また、周知用の用品（ポスター等）販売も致しますので最寄りの支部へお問い合わせ下さい。

## 説明会・用品等の問合せ先 最寄りの支部へご連絡願います。

◇鹿児島支部	電話	099-226-7427	FAX	099-226-7429
◇川内支部	電話	0996-25-1377	FAX	0996-41-3936
◇鹿屋支部	電話	0994-40-9055	FAX	0994-40-9056
◇加治木支部	電話	0995-63-1030	FAX	0995-63-1030
◇加世田支部	電話	0993-58-2183	FAX	0993-58-2184
◇志布志支部	電話	099-472-4877	FAX	099-472-4833
◇大島支部	電話	0997-53-5487	FAX	0997-53-6270
◇種子島支部	電話	0997-22-2736	FAX	0997-22-2731



**第71回 全国労働衛生週間**  
 本週間 2020 10/1 ▶ 7 準備期間 2020 9/1 ▶ 30  
 8/17(土) 販売開始  
 全国労働衛生週間スローガン  
 みなおして 職場の環境 からだの健康

スローガン小A・横型 価格 No.340 価格 265円  
 スローガン小B・動物 価格 No.341 価格 265円  
 スローガン小C・子供 価格 No.342 価格 265円  
 スローガン大 価格 No.339 価格 314円  
 準備期間・ヨシダ新 価格 No.343 価格 265円  
 プレント 価格 No.338 価格 346円  
 デジタル版ポスターの販売を開始しました。  
 詳しくは専用サイトに  
 中央部 経理 事務局

全国労働衛生週間がスタートします！準備は万全ですか？

第71回 労働衛生週間 スローガンのぼり(布) 価格 No.389 価格 2,541円  
 労働衛生週間のぼり 価格 No.390 価格 2,299円  
 労働衛生週間のぼり(耐水用紙) 価格 No.392 価格 344円  
 全国労働衛生週間 価格 No.393 価格 206円  
 全国労働衛生週間 価格 No.394 価格 206円  
 労働衛生週間横幕(布) 価格 No.396 価格 2,299円  
 全国労働衛生週間 価格 No.397 価格 693円  
 労働衛生週間ミニポスターセット 価格 No.344 価格 990円  
 全国労働衛生週間 スローガン号 価格 No.345 価格 220円  
 労働衛生週間ワッパン 価格 No.398 価格 550円

オフィスにも 折りやすい サイズです。  
 労働衛生週間ポスター 6種類をB4サイズに！

パンフレット(バーコード)の 販売もしています。  
 詳しくは 中央部経理サイトへ！  
 中央部 経理 事務局

新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の制度導入に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

## 「働き方改革推進支援助成金」 職場意識改善特例コースのご案内

### 重要なお知らせ

- 事業実施期間を7月31日から9月30日まで延長しました。
- 交付申請期限を7月29日から9月30日まで延長しました。
- 支給申請期限を9月15日から11月16日まで延長しました。

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。

このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

### 助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、**支給対象となる取り組み費用の一部を助成**（助成率3/4など）します。【助成上限額：50万円】

### 対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、  
特別休暇の規定の整備を行う  
中小企業の事業主(※)

(※) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

### 助成金支出までの流れ

#### 事業実施期間（令和2年2月17日～同年9月30日）

#### 1 A.特別休暇の整備、B.支給対象の取り組みを実施

##### A.特別休暇の整備

事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。

##### B.支給対象の取り組みを実施

- 支給対象の取り組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。
- 支給対象となる取り組み
  - ①就業規則などの作成・変更
  - ②外部専門家によるコンサルティング
  - ③労務管理担当者・労働者に対する研修
  - ④人材確保に向けた取り組み
  - ⑤労務管理用機器の導入・更新
  - ⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新  
(パソコンなどの購入費用は対象となりません)

#### 2 交付申請書の提出【申請期限：9月30日】

交付決定

#### 3 事業終了後、支給申請書の提出【申請期限：11月16日】

労働局の支給決定後  
助成金の支給

### 留意事項

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら (<https://jgrants.go.jp/>)



ご不明な点やご質問がございましたら、事業場の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室 にお尋ねください。

## 業務改善助成金をご利用ください

労働者の賃金を上げたい！

設備を導入して生産性を向上させたい！

助成額の上限は

**450万円！！**

事業場内の最低賃金を**25円以上**引き上げるとともに、生産性向上に役立つ設備・機器の導入などを行なった企業に対し、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」を支給しています。

地域別最低賃金（鹿児島県は時間額790円）は毎年上昇傾向にあるため、地域別最低賃金引き上げを契機に賃金を引き上げなければならない事業主に**役立つ助成金**です。

本助成金は、事業場内最低賃と地域別最低賃金の差額が30円以内かつ事業場規模100人以下の事業場が対象となります。

なお、地域別最低賃金が引き上げられた後は、**引き上げられた最低賃金**と事業場内最低賃金との差額が30円以内であり、かつ、事業場内最低賃金を**25円以上**引き上げる必要があるため、地域別最低賃金が引き上がる前の段階での活用がおすすめです。

例えば

事業場内の最低賃金（800円）



地域別最低賃金改定（令和2年10月中を予定）



引き上げ後の賃金（825円）

地域別最低賃金が引き上がる前に事業場内最低賃金を引き上げると効果的だね！

※地域別最低賃金**改定日前まで**に事業場内最低賃金を引き上げた場合「**25円以上引き上げ**」に該当します。

※地域別最低賃金**改定日以降**に事業場内最低賃金引き上げる場合、地域別最低賃金が事業場内最低賃金となるため、**さらにそこから25円以上**引き上げる必要があります。

ご留意いただきたい事項

- ◆過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても助成対象となります。
- ◆鹿児島働き方改革推進支援センターへ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 0120-221-255

申請先

鹿児島労働局 雇用環境・均等室 ☎ 099-223-8239

事業主の皆さまへ

## 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」のご案内

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主を支援します。

休暇の取得日数	助成額
合計5日以上 10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

### 支給要件

\* 1 中小事業主あたり **5人まで** 申請可能です

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度**（※）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること。

※ 所定労働日の20日以上取得できる制度

※ 法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**（※）すること

※ 対象となる休暇の取得期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。

※ 過去に年次有給休暇や欠勤により休んだ日について、事後的に①の休暇を取得したこととして振り替えた場合も対象となります。（振り替える際には労働者本人に説明し、同意が得ることが必要です。）

### 対象となる労働者

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

### ○申請期限○

・ 支給要件を満たした翌日から起算して**2か月以内** \* 令和2年6月15日より受付開始

なお、令和2年6月15日より前に支給要件を満たしていた場合は、8月15日が申請期限となります。

### ○申請先○

・ 鹿児島労働局雇用環境・均等室（TEL）099-222-8446

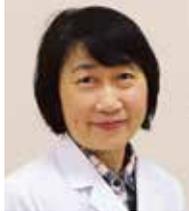
対象労働者について「介護支援プラン」を策定し支援した場合は、通常の介護離職防止支援コースも併給できます。

◎ その他詳しい支給の要件や手続については、厚生労働省HPをご参照いただくか、申請する管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

[厚生労働省 介護 新型コロナ](#)[検索](#)

# 自粛によって注意しなければならない肝臓疾患

鹿児島産業保健総合支援センター産業保健相談員 桶谷 薫  
(鹿児島県民総合保健センター 所長)



コロナの影響で自宅で過ごすことが多くなってきている最近、様々な体の変化に注意していかなければなりません。そのひとつに運動不足、食事過多による脂肪肝があげられます。

この脂肪肝の中には放置しておくとう肝硬変や肝がんへ進行する可能性がある怖い病気、非アルコール性脂肪肝炎（NASH：ナッシュ）が含まれています。

## ●単純性脂肪肝とNASH

### (非アルコール性脂肪肝炎)

肝臓内に中性脂肪が蓄積された状態を脂肪肝といいます。高級フランス料理に使われるフォアグラは、<sup>がちょう</sup>鵜鳥の脂肪肝状態です。脂肪肝は大きくわけて、アルコールが原因のものと、食事の取り過ぎが原因のものにわかれます。後者を非アルコール性脂肪肝炎疾患（NAFLD：ナッフルディー）と呼んでいます。この中で、良性の経過をたどるタイプを単純性脂肪肝、肝硬変や肝がんへ進行する重症型を非アルコール性脂肪肝炎（NASH：ナッシュ）と呼んでいます。

鹿児島県民総合保健センターで腹部超音波検診受診者のうち超音波画像上、脂肪肝疑いがあったのは23.8%とかなり高い割合で見つかっています。この脂肪肝の中にNAFLDが含まれその約1割がNASHであり、患者数は約100～200万人と推定されています。男性の多くは、飲酒習慣があるため、アルコール性肝障害とNASHが合併している場合も多いと考えられます。

## ●放置できないNASH

NASHは5～10年で5～20%が肝硬変に進行すると考えられています。これまで日本では肝癌の発生の多くはB型肝炎やC型肝炎ウイルスに感染している患者さんが90%程度を占めてきましたが、近年肝炎ウイルスに感

染していない肝癌患者が増加傾向にあります。これらの原因の約半数はNASHが原因と推察されています。

単純性脂肪肝やNASHには痛みなどの自覚症状はありませんが、疲れやすい、肩がこるといった症状が出ることもあります。肝機能を表すALT（GPT）が基準値を上回る、腹部超音波検査で肝臓が高輝度（白っぽく）に見えると脂肪肝と診断されますが、一般的な血液検査で単純性脂肪肝とNASHを鑑別するのは難しく、肝線維化マーカーや肝生検が有用です。肥満、糖尿病、脂質異常症の人、ALTがなかなか改善しない人はNASHの可能性があるので、精密検査が必要です。

## ●NASHの治療

単純性脂肪肝もNASHも生活習慣の改善が第一です。食事療法、運動、禁酒を行い、体重を2～3kg減らしただけでも、肝機能が回復します。自宅で偏った食事をしている場合、揚げ物などの脂っこいものやごはん、パン、麺類などの炭水化物の量をひかえるとともに、間食のお菓子、清涼飲料水などに使われる精製された糖類（ショ糖、果糖）や果物の取り過ぎにも注意してください。自粛や制限でなかなか運動が思うようにできない場合、自宅内や近隣でスクワット、片足立ちなどの軽い筋トレを継続的に行うことで筋肉をつけ基礎代謝を増やし太りにくい体を作ることが大切です。単純性脂肪肝/NASHの薬物治療では、抗酸化剤や肝庇護剤などを使用する場合がありますが特効薬はありません。

以前は脂肪肝は悪くならない病気と思われていましたが、NASHは肝硬変、肝癌まで進行し、死に至る可能性のある病気です。肥満、糖尿病、脂質異常症、高血圧症などと同じく生活習慣病のひとつです。脂肪肝といわれても軽んじず、生活習慣の改善を行うことが今こそ大切です。

# 脳・心臓疾患及び精神障害等（「過労死」等事案）の 労災補償状況（令和元年度）について

鹿児島労働局労災補償課

## (1) 脳血管疾患及び虚血性心疾患の労災補償状況

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
全 国	請求件数	840	877	936
	決定件数	664	689	684
	うち支給決定件数	253	238	216
鹿児島	請求件数	7	11	8
	決定件数	7	5	4
	うち支給決定件数	3	1	4

※ 決定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は936件で前年度に比べ59件増加しており、鹿児島県の請求件数は8件で前年度に比べ3件減少している。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は「運輸業,郵便業」（197件）、「卸売業,小売業」（150件）、「建設業」130件の順に多く、支給決定件数は「運輸業,郵便業」（68件）、「卸売業,小売業」（32件）「製造業」（22件）、の順に多い。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数は「輸送・機械運転従事者」（185件）、「専門的・技術的職業従事者」（127件）、「サービス職業従事者」（114件）の順に多く、支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」（68件）、「専門的・技術的職業従事者」と「サービス職業従事者」（それぞれ26件）の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数は「50～59歳」（333件）、「60歳以上」（294件）、「40～49歳」（248件）の順に多く、支給決定件数は「50～59歳」（91件）、「40～49歳」（67件）、「60歳以上」（42件）の順に多い。

## (2) 精神障害等の労災補償状況

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
全 国	請求件数	1732 (221)	1820 (200)	2060 (202)
	決定件数	1545 (208)	1461 (199)	1586 (185)
	うち支給決定件数	506 (98)	465 (76)	509 (88)
鹿児島	請求件数	11 (4)	16 (4)	14 (3)
	決定件数	9 (4)	12 (4)	10 (2)
	うち支給決定件数	5 (3)	3 (1)	2 (0)

※ 各欄（ ）は自殺者数で内数

※ 支給決定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は2,060件で前年度に比べ240件増加しており、鹿児島県の請求件数は14件で前年度に比べ2件減少している。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は「医療,福祉」（426件）、「製造業」（352件）、「卸売業,小売業」（279件）の順に多く、支給決定件数は「製造業」（90件）、「医療,福祉」（78件）、「卸売業,小売業」（74件）の順に多い。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数は「専門的・技術的職業従事者」（500件）、「事務従事者」（465件）、「サービス職業従事者」（312件）の順に多く、支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」（137件）、「サービス職業従事者」（81件）、「事務従事者」（79件）の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数は「40～49歳」（639件）、「30～39歳」（509件）、「20～29歳」（432件）、支給決定件数は「40～49歳」（170件）、「30～39歳」（132件）、「20～29歳」（116件）の順に多い。
- ⑤ 出来事別の支給決定件数（全国）は、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（79件）、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」（68件）、「特別な出来事（心理的負荷が極度のもの、極度の長時間労働）」（63件）の順に多い。

## 労働局人事異動（令和2年9月1日付け）

新官職	氏 名	現官職
鹿児島労働局		
局長	三輪 宗文	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業リハビリテーション部長
転出等		
9月1日付 厚生労働省大臣官房付 9月2日付 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発大学校副校長	小林 剛	鹿児島労働局長

## 労 務 管 理 あ れ こ れ

鹿児島労働局監督課

### 連絡とれない社員の残余の賃金の支払いはどうする

(Q) 当社の労働者が、連絡が取れない状況で無断欠勤日数が10日余りとなります。

このため、当該労働者については所定の賃金支払日を過ぎたものの、未だに賃金を支払えておりません。この未払いの賃金をどのように取り扱えばよいのでしょうか。

### 支払い得る状態であれば合法

(A) 賃金の支払方法については、労働基準法第24条が賃金支払いの5原則を定めていますが、このうち直接払いについては、中間搾取などを考慮し、労務を提供した労働者本人の手に賃金の全額が渡るように法律で規制して例外を認めていません。労働者が賃金債権を他に譲渡した場合に譲受人に賃金を支払うことも、同条違反と解されます。

ただ、本人の使用者に対して賃金を支払う場合は、本人に対して直接支払ったものとみなされることとされています。使用者の判断については、社会通念に照らして本人に支払うことと同一の効果を生ずる者といえるかどうかによって決する、ということになります。

このように、同条の「直接払いの原則」は、所定の賃

金支払日に賃金全額を労働者に受領させることを目的としているものですが、使用者が賃金の支払いを準備しているにもかかわらず労働者がその受領を拒否しているために賃金を支払えない場合において、何らかの方法により労働者に賃金を受領させることまでも使用者に義務づけているとは解されません。

民法上も、債権者（使用者）の責任は、債務の本旨に従った弁済の提供をしておけば、その提供のときから債務の不履行による一切の責任を免れることになると解されています。

では、どの程度の提供がなされる必要があるかという点について、行政解釈は「賃金その他の債務が支払われることと同様の状態で労働者が受け取り得る状態に置かれていること、いわゆる現実の提供がなされれば、労働基準法上の支払いがあったと同様の効果が生ずるものと解される」としています。

以上のような債務の本旨に従った弁済の提供をしていれば同条違反とはなりません。民事上は、労働者が賃金を受領しない限り使用者には賃金を支払う義務が残ることとなります。そのため、債務までも消滅させるためには、法務局等に供託をするという方法が考えられます。供託とは、債権者（労働者）が弁済を受領しないなどの場合に、弁済の目的物（賃金）を債権者のために供託所に寄託して債務を免れる制度です。また、供託することにより、労働者は供託所に対して供託物の交付を請求する権利を取得することになります。

✧ 保健師からお届け  
クローバーたより ✧

# NK細胞を元気にして コロナウイルスに負くんな～!!

健康 第一 クロ葉さん♪

つめ子～。  
アイドルに  
夢中になり  
すぎやなか  
か～

きゃ～♡

もぉ～!!  
何も知らないのね～  
心がワクワクする事で  
幸せホルモンが増えて  
自然と免疫力UPにな  
るのよ!

なあ!  
ほんのこっか!!

本当です。  
過剰なストレスがかか  
ると、自律神経が乱れ、  
免疫のバランスも崩れ  
がちに。毎日の生活で  
自分がワクワクする時  
間をつくると良いです  
よ。

外ばうろんちよ  
ろんできん時は、  
家でだいやめ  
すつがが一番  
じゃっど

もう!!  
飲みすぎはダメですよ!

クロ葉さんの健康への道は  
まだまだつづく...

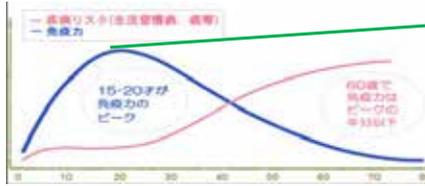
## 出番ですよー!!

おいの健康法  
60代 男性

ビール大好き!  
焼酎大々好き!!な私は  
ちょっと太め。  
健康第一と、食卓には  
玄米ご飯とはちみつ黒  
酢でダイエット。カルシ  
ウム、ビタミンに食物  
繊維をゲット。  
体調良好、食欲旺盛、  
マラソントライを検討中  
です。

次はわいの番だぞ  
バトンタッチ!!

**免疫** 病気から身を守るために元々身体に備わっている大事な機能です。  
免疫機能の中でも特に注目すべき細胞はNK(ナチュラルキラー)細胞  
全身を巡回し、がんやウイルスを素早く見つけ、真っ先に攻撃してくれる  
生まれつきのハンターです!  
2020年新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るいました。新しいウイルスに  
打ち勝つために必要なことは、ご自身の免疫力を高めることではないでしょうか



NK細胞の元気の度合いを「NK活性」といいます。  
NK活性は20歳をピークに低下し始めますが、  
個人差があり食事や生活習慣でも、高くなったり  
低くなったりすることが分かっています。

新型コロナウイルス感染症拡大の際  
高齢者の死亡率が高くなりました。  
その原因の一つとして、高齢者のNK活性  
が低いことが影響した可能性があります。

病気に負けない身体をつくるためには、毎日の食事や生活習慣  
にヒントがあります。  
NK細胞を元気にするコツをお伝えします!

### 1. 腸内環境を整える

身体全体の免疫細胞が70～80%集まっています! 腸内細菌のバランスが整う  
とストレスに強くなり、うつ予防にもつながります。  
食物繊維+発酵食品+オリゴ糖 この3つを毎日の食事に取り入れて、栄養  
をしっかり吸収し、体の外へ出せる腸を目指しましょう(^)/

### 2. バランスの摂れた食事

ヘルシーな食事 = 偏りすぎていませんか?  
栄養をしっかり摂る事が身体を強くします!  
出来れば旬な食材を使って、主食・主菜・副菜が揃っている事が基本ですが、  
世代に応じてバランスは少し変える必要があります。  
成長期の子どもは主食3：主菜2：副菜1で主菜(メイン)を多めでも◎  
50代以降は主食3：主菜1：副菜2で副菜を多め(加熱野菜を積極的に)

### 3. ストレスを克服し免疫力UP!!

楽しいことやリラックスすることでNK細胞が活性化します!  
お笑い番組を見る・なんと! 笑うフリをするだけでも効果的◎  
翌日に疲れを残さない、質の良い睡眠も大切です♪

### 4. 体温上げて免疫力UP!!

体温が1℃下がると免疫力が30%も下がってしまいます。  
暑い夏の日でもお風呂に浸かる習慣や冷たい飲み物を飲みすぎない  
ことが体温UPにつながります(^)/

\*\*\*\*\*

クロ葉  
心の狂句

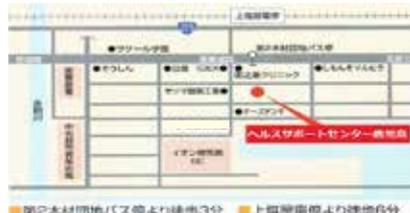
キラキラと  
コロナに負くんな!

免疫の  
チカラの輝き

ナチュラルに!  
クロ葉 健一

## 健康の保持・増進のお手伝いをします!!

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会  
ヘルスサポートセンター鹿児島  
〒891-0115 鹿児島市東開町4-96



健康相談・お問い合わせはこちら 電話 099-266-2631



9月は障害者雇用支援月間です。障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！

鹿児島労働局職業対策課 電話 099 - 219 - 8712

障害者の雇用の促進と安定を図るためには、障害者自身の職業的自立への努力に加えて、国民一般、特に事業主の理解と協力が不可欠であり、関係者が一体となって雇用対策に努めることが重要です。このため9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者雇用支援運動を積極的に展開することとしています。

○障害者雇用サポートフェア（事前申込制）  
 事業主の障害者雇用への関心と理解を一層深めるため、障害者雇用状況や支援制度の説明及び事業所見学会を開催します。  
 日時 令和2年9月10日（木） 午前9時45分～午後0時  
 場所 鹿児島市勤労交流センター（よかセンター） 第1会議室  
 ↓  
 その後、以下いずれかの事業所へ移動  
 ・南国殖産株式会社（障害者雇用事業所見学）  
 ・ウェルビー株式会社鹿児島中央センター（移行支援事業所見学）

○障害者雇用・支援激励大会  
 ＊令和2年9月1日（火） 午後1時30分～  
 鹿児島県庁2階講堂

○障害者職業生活相談員資格認定講習（事前申込制）  
 障害者の職業生活の充実をサポートする相談員育成の講習会です。  
**【民間企業向け】**  
 令和2年9月16日～17日  
 （場所：ポリテクセンター鹿児島）  
**【公務部門向け】**  
 令和2年9月3日～4日  
 （場所：鹿児島市勤労交流センター）

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和2年6月分】

- 県内有効求人倍率 1.08倍（前月比0.03P減）
- 全国平均有効求人倍率 1.11倍（前月比0.09P減）
- 県内正社員有効求人倍率 0.86倍（前年同月比0.14P減）
- 全国正社員有効求人倍率 0.81倍（前年同月比0.29P減）

※ 本県の雇用失業情勢は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言、自粛要請の影響で、5月までは求人数及び求職者数が減少していましたが、自粛要請解除により経済活動が再開し求人数の下降傾向が鈍化しました。しかしながら、当県における感染者の急増により先行きが不透明となっており、求人数も対前年比で減少していることから、今後の求人・求職の動向等を注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【トライアル雇用助成金】

●障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース

「障害者トライアル雇用」は、障害者を試行的に雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

また、精神障害者や発達障害者で、初めは週20時間以上の就業時間での勤務が難しい方を雇用する場合、週10～20時間の勤務から開始し、試行雇用期間中に週20時間以上を目指す「障害者短時間トライアル雇用」の制度があり、ご利用に当たっては助成金が支給されます。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



令和2年7月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和2年		令和元年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	980	11	948	7	32	4
1 製造業	181	1	182	1	-1	0
1 食料品製造業	105		106	1	-1	-1
4 木材・木製品製造業	10		17		-7	
9 窯業土石製品製造業	5		7		-2	
11～12 金属製品製造業	8		12		-4	
13～15 機械機具製造業	21		11		10	
上記以外の製造業	32	1	29		3	1
2 鉱業	1	0	0	0	1	0
3 建設業	145	3	138	1	7	2
1 土木工事業	58	2	62		-4	2
2 建築工事業	71	1	64	1	7	
3 その他の建設業	16		12		4	
4 運輸交通業	109	1	95	1	14	0
1 鉄道・航空機業	2				2	
2 道路旅客運送業	7		2		5	
3 道路貨物運送業	100	1	93	1	7	
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	5	0	16	0	-11	0
1 陸上貨物取扱業	1		4		-3	
2 港湾運送業	4		12		-8	
6 農林業	49	2	58	2	-9	0
1 農業	28		24	1	4	-1
2 林業	21	2	34	1	-13	1
7 畜産・水産業	54	1	43	0	11	1
8 商業	129	2	130	0	-1	2
1 卸売業	15		25		-10	
2 小売業	94	2	95		-1	2
3 理美容業	2				2	
4 その他の商業	18		10		8	
9 金融・広告業	6	0	10	0	-4	0
11 通信業	22	0	16	0	6	0
12 教育・研究業	5	0	8	0	-3	0
13 保健衛生業	151	0	135	0	16	0
1 医療保健業	55		58		-3	
2 社会福祉施設	94		77		17	
3 その他の保健衛生業	2				2	
14 接客娯楽業	49	0	48	0	1	0
1 旅館業	10		15		-5	
2 飲食店	18		25		-7	
3 その他の接客娯楽業	21		8		13	
上記以外の事業	74	1	69	2	5	-1
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	37		43	1	-6	-1
16 官公署	1				1	
17 その他の事業	36	1	26	1	10	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	101	1	97	1	4	0
第三次産業（8～17）	436	3	416	2	20	1

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したものの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です  
～健康診断と事後措置の徹底を～

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

# 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から**原則屋内禁煙が義務化**されています。職場での受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひご活用ください。

## 対象となる事業主

次の（１）～（３）すべてに該当する事業主が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主		
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主		
	業 種		常時雇用する労働者数※1
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下
	卸売業	卸売業	100人以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下
※1 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。			
(3)	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		

## 助成の対象となる措置

①	喫煙専用室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入口における風速が0.2 m/秒以上</li> <li>煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること</li> <li>煙を屋外または外部の場所に排気すること</li> </ul>	喫煙外の使用 ×
②	指定たばこ専用喫煙室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入口における風速が0.2 m/秒以上</li> <li>煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること</li> <li>煙を屋外または外部の場所に排気すること</li> </ul>	喫煙外の使用 ○
③	屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修 (第二種施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業場の屋内を全面禁煙とすること</li> <li>煙を屋外または外部の場所に排気すること</li> <li>喫煙所の直近の建物の出入口などにおける浮遊粉じん濃度が増加しないこと</li> </ul>	喫煙外の使用 ×

## 助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～③の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2 既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等を営んでいる事業場は2/3	100万円

- ・ 交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・ 同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。  
※2 同時期に行う措置で、①～③のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。
- ・ 既存特定飲食提供施設の料理店、飲食店等への助成率は**2/3に引き上げています**。この機会にぜひ、ご利用ください。

**留意事項**

この助成金の受給にあたっては、喫煙専用室の設置などの事業計画の内容が技術的および経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙専用室の設置・改修	60万円/㎡
②指定たばこ専用喫煙室などの設置・改修	
③屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修	

例) 飲食店以外の事業場で3㎡の喫煙専用室の設置・改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として3㎡×60万円/㎡=180万円まで（助成額にして90万円まで）しか認められません。

**交付申請に必要な書類** \*印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書 *
2	受動喫煙の防止に係る事業計画 *
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類 *
4	措置を講じる場所の工事前の写真（申請日から3か月以内に撮影したもの）
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し（2業者以上必要）
9	事業開始の特例に係る申請書（交付決定前に契約、支払などを行う場合のみ）
10	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

●申請手続の流れ



※詳細は鹿児島労働局健康安全課へご相談ください（鹿児島市山下町13-21 TEL 099-223-8279）

# 第34回（令和2年度） 全国作業環境測定・評価推進運動 実施要綱

公益社団法人 日本作業環境測定協会

## 1 趣 旨

- (1) 近年、事業場に新たな原材料、化学物質等が速いテンポで導入され、これらを用いる作業にかかるリスク管理の対応が求められています。
- (2) 国は、事業者による自律的なリスク評価、リスク管理を推進する趣旨で平成18年に労働安全衛生法を改正し、化学物質その他の危険・有害性等の調査の実施について事業者の努力義務として導入しました。平成28年6月からは、同法の改正により640の化学物質に係る作業のリスク評価の実施が事業者に義務付けられ、その後さらに対象物質数は増えて平成30年7月1日からは673物質となりました。
- (3) このような化学物質のリスク管理のための法令が充実を見る一方で、近年、印刷作業場における胆管がんの発生に続き、芳香族アミン化合物を使用する作業場で膀胱がんが多発するなど、労働者が安心して働ける作業環境の実現には、まだまだ課題が残されています。
- (4) 「作業環境測定」及び「測定結果の評価」は、有害物質の作業場所の空気中における濃度を定量的に把握し、作業環境が働く方々に問題のないものであるか否かを判定し、作業環境の改善につなげるものであり、化学物質等を製造または取り扱う職場を中心に、「リスク評価、リスク管理」の中核を担うツールとなっております。令和3年4月からは、一部の作業場の測定方法に個人サンプリング法が加えられる予定です。  
(3)のような状況を踏まえれば、法令により作業環境測定を義務付けている作業場にとどまらず、前述の673物質にかかる作業のリスクアセスメントの手法としてもその有効性を改めて事業場に認識していただく必要があるとともに、作業態様に即して個人サンプリング法の効果的な活用についてもご理解をいただく必要があります。
- (5) 「公益社団法人日本作業環境測定協会」は、このように「作業環境測定及びその結果の評価」が適正に実施されることが、働く方々の健康障害を防止し、快適な職場の実現を図る基本であることから、これについて事業主をはじめ事業場関係者の皆様の認識を深めていただくため、厚生労働省の後援をいただき昭和62年から毎年、「全国作業環境測定・評価推進運動」を行ってまいりました。
- (6) その第34回を迎える本年度は、協会と会員作業環境測定機関・自社測定事業場及び作業環境測定士が先頭に立って、行政及び関係者との連携のもとに、①事業場に対し法定作業環境測定の完全実施を促すこと②作業環境測定が673物質にかかる作業のリスクアセスメントの有効な手法であること③令和3年4月の一部作業場における個人サンプリング法の適用に係る広報を行うこと、及び④国立大学法人及び私立大学等における作業環境管理の理解と実践を促進すること、に力点を置いて展開いたします。

## 2 実施期間

令和2年9月1日から9月30日。なお、令和2年6月1日から8月31日までを準備期間とします。

## 3 推進運動の標語

作業環境測定で 得られる安心 社会の信頼

## 4 主催者

公益社団法人日本作業環境測定協会〔本部および全国13支部（北海道、東北、北関東、京葉、神奈川、北信越、東海、京滋、大阪、兵庫、中国、四国および九州の各支部）において展開する。〕

## 5 後 援

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協 力

一般社団法人日本鉄鋼連盟、一般社団法人日本化学工業協会、公益社団法人日本保安用品協会、日本労働衛生工学会

## 7 実施者

全国の事業場、作業環境測定士、作業環境測定機関

（公社）日本作業環境測定協会 九州支部 鹿児島分会会員の作業環境測定機関名

（公社）鹿児島県労働基準協会 ヘルスサポートセンター鹿児島 電話 099-267-6240

（株）鹿児島環境測定分析センター 電話 099-201-4177

（株）小溝技術サービス 電話 099-256-0151

## 働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

会社の長時間労働等の労働時間の見直しや年次有給休暇の取得促進、新型コロナウイルス感染症に関する特別休暇の導入といった働き方・休み方の改善は、従業員のために、そして企業経営の観点からも重要となっています。

鹿児島労働局では、社会保険労務士の資格を持った「働き方・休み方改善コンサルタント」が電話相談や個別訪問により、働き方・休み方改善のためのアドバイスを行い会社のワーク・ライフ・バランスの実現のお手伝いをしています。

コンサルティングは是正指導を目的としたものではありませんので、お気軽にご利用ください。相談内容の秘密は厳守されます。ワークショップの講師の依頼も承りますので、お気軽にお問い合わせください。

### 【問合せ・申込先】

鹿児島労働局 雇用環境・均等室  
働き方・休み方改善コンサルタント  
電話 099-223-8239 FAX 099-223-8235  
〒892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

ご利用は  
**無料**です

## 財形貯蓄を始めてみませんか？

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

### 勤労者財産形成貯蓄（一般財形貯蓄）

勤労者が、金融機関などと契約を結んで3年以上の期間にわたって、定期的に－つまり毎月又は夏季・年末のボーナス時期などに－賃金からの控除（天引）により、事業主を通じて積み立てていく目的を問わない用途自由な貯蓄のことです。契約時の年齢制限はありませんし、複数の契約もできます。

### 勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄）

55歳未満の勤労者が金融機関などと契約（1人1契約）を結んで5年以上の期間にわたって、定期的に賃金からの控除（天引）により、事業主を通じて積み立て、60歳以降の契約所定の時期から5年以上の期間にわたって年金として支払いを受けることを目的とした貯蓄のことです。利子等に対する非課税措置（※）があります。

### 勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）

55歳未満の勤労者が金融機関などと契約（1人1契約）を結んで5年以上の期間にわたって定期的に賃金からの控除（天引）により、事業主を通じて積み立てていく持家取得を目的とした貯蓄のことです。利子等に対する非課税措置（※）があります。

### ※財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄に係る利子等に対する非課税措置

財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄あわせて元利合計550万円（財形年金貯蓄のうち、郵便貯金、生命保険又は損害保険の保険料、生命共済の共済掛金、簡易保険の掛金等に係るものにあつては払込ベースで385万円）から生ずる利子等が非課税とされます。

### 勤労者のメリット

- ★財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄あわせて元利合計550万円（財形年金貯蓄のうち、郵便貯金、生命保険又は損害保険の保険料、生命共済の共済掛金、簡易保険の掛金等に係るものにあつては払込ベースで385万円）から生ずる利子等が非課税とされます。
- ★財形年金貯蓄については、年金の支払が終るまで非課税措置が継続され、老後生活の安定に役立ちます。
- ★賃金からの控除（天引）ですから直接銀行などへ出かける手間がはぶけ、知らず知らずに財産づくりができます。
- ★財形持家融資を利用することができます。
- ★財形給付金や財形基金制度を採用している企業においては、その受益者等となる資格ができます。

### 事業主のメリット

- ★従業員の貯蓄意識を喚起し、勤労意欲が高まります。
- ★大きな負担を負うことなく、社内融資制度の充実を図ることができます。
- ★従業員の定着性を高め、優秀な人材確保にも効果的です。

### お問い合わせ

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
勤労者財産形成事業本部：03-6731-2934

令和2年度  
心とからだの健康推進運動  
9月1日～9月30日

**健診を受けて守ろう**  
**心とからだ**  
**いつも元気に快適に**

主催 公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 / 後援 厚生労働省 中央労働災害防止協会

**目標** ストレスチェック結果を踏まえた職場ストレス環境の改善を！

**心身のストレス反応**

ストレスチェックの結果、心身のストレス反応が5段階評価で「評価1」（ストレス反応が大きい）と判定された人は1割でした。

【心身のストレス反応「評価1」の割合】

職種	男性 (%)	女性 (%)
役員	10.0	10.0
イライラ係	10.0	10.0
経営企画	10.0	10.0
事務系	10.0	10.0
接客係	10.0	10.0
事務系	10.0	10.0
事務系	10.0	10.0

（注）資料：2019年度全国ストレスチェック実施結果

**職種別健康リスク**

令和元年1月～12月に全産業の実施したストレスチェックについて分析した結果、職場ストレス環境を判断する指標である健康リスクは下表のとおりでした。あなたの事業場の職場評価結果はいかがでしたか。総合健康リスクが120を超える職場は向からの問題が発生していると考えられます。衛生委員会等で協議し、ストレス低減対策に取り組みましょう。

業種	健康リスク			健康リスク		
	男性	女性	平均	男性	女性	平均
全産業平均	98	103	100	99	98	98
製造業	98	104	99	99	101	99
建設業	108	108	111	96	100	98
鉱業、採石業、土石採取業	92	101	97	95	98	91
卸売業	95	100	98	93	98	91
批发業	99	107	103	98	100	99
宿泊業、飲食サービス業	95	98	97	93	97	95
情報通信業	98	103	100	97	98	98
運輸業、郵便業	96	107	102	97	100	97
医療、介護業	101	102	102	99	99	97
学芸、スポーツ・娯楽業	107	95	98	99	92	97
不動産業、物品賃貸業	94	100	94	96	97	93
教育業、研究・開発業	94	100	98	95	97	95
農、林業	101	109	109	102	94	99
金融業、保険業	96	106	101	100	100	100
情報サービス業	100	93	93	101	88	88
医療、福祉	101	101	102	103	94	96
宿泊業、飲食サービス業	100	97	98	98	94	94
サービス（情報通信を除く）	96	106	100	97	99	98
サービス（情報通信を除く）	96	99	98	100	88	88
その他	98	102	99	99	97	98

（注）事業場のストレスチェック率利用した約300万人のうち分析に利用した153万人のデータを分析

**職場ストレス要因**

心身のストレス反応をおこす職場ストレス要因は次のとおりでした。

（注）資料：2019年度全国ストレスチェック実施結果

**職場ストレス要因の見直し**

心身のストレス反応が大きい状態が持続するとメンタルヘルス不調につながる恐れがあります。あなたの職場のストレスチェック結果から職場ストレス要因を見つけ出し、改善することによって心身のストレス反応「評価1」と判定される人を減らしましょう。

**相談対応体制を確立しましょう**

ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された方は医師による診断指導を受けるようにしてください。事業者は高ストレス者が医師指導を受けることなく放置されることのないよう相談対応体制を確立してください。外部の専門機関に対応させるものもよいでしょう。

**STOP! 熱中症**

熱中症は屋外作業だけでなく、屋内作業でも多数発生しています。2019年の職場における熱中症による死傷者、死亡者は記録的な猛暑となった2018年よりは減少したものの、依然として厳しい事態となっています。そこで厚生労働省と中央労働災害防止協会（中災防）をはじめとする労働災害防止団体などは、4月を準備期間、7月を重点取組期間とする「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」（2020年5月1日～9月30日）を今年も積極的に展開し、職場の取り組みをサポートします。早めの予防対策で、熱中症による死亡災害ゼロを目指しましょう。

体温が38度以上ありそうの場合  
1分間の心拍数が100以上ある場合  
工具を落とす、転倒するなどの症状がある場合  
言動がおかしい場合（意識障害がある）

これらは熱中症の危険サイン  
すぐに医療機関を受診させましょう。

**熱中症の救急処置**  
(現場での応急処置)

意識はありますか？

- 意識がない、呼びかけに応じない、全身が痛い等 → 救急隊を要請してください
- 意識はある → ①涼しい環境へ避難。脱衣・冷却してください。②水分・糖分を摂取させてください。

救急隊を待つ間…

- 体表を露出させ、うちわなどで冷風を送りましょう。
- 仰向けや横向きに寝かせ、足を上げて、顔、わきの下、太ももの付け根などの大きな動脈が通っている部分を冷感剤などで冷やしましょう。
- 手足を氷水から中心部に向けてマッサージしましょう。

水分等を自力で摂取できない場合は…

**医療機関へ搬送してください**

中小規模事業場安全衛生相談窓口（9：00～17：00）  
熱中症対策など、職場の安全衛生に関するご相談は中災防へ！  
※中小規模事業者の事業主・担当者以外の方からは無料で相談をお受けしています。

相談無料

中災防本部相談窓口 TEL:03-3452-6296 メール:jisha-soudan@jisha.or.jp

北海道労働安全衛生サービスセンター	TEL:011-512-2031	北海道労働安全衛生サービスセンター	TEL:06-6448-3450
東北労働安全衛生サービスセンター	TEL:022-261-2821	大阪労働安全衛生センター	TEL:06-8448-3464
関東労働安全衛生サービスセンター	TEL:03-5484-6701	全国労働安全衛生サービスセンター	TEL:082-238-4707
中部労働安全衛生サービスセンター	TEL:052-682-1731	鹿児島労働安全衛生サービスセンター	TEL:087-861-8999
関西労働安全衛生サービスセンター	TEL:076-441-6420	九州労働安全衛生サービスセンター	TEL:092-437-1664

令和2年10月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格		
技 能 講 習	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 10/5～10/9	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者		
		【科目免除者】 10/5～10/6	【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円			
	ガス溶接	10/5～10/6	9/7～9/11	会員 9,180円 一般 9,680円		
	[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	10/12～10/13	9/14～9/18	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
	建築物等の鉄骨の組立等 作業主任者	10/13～10/14	9/14～9/18	会員 13,500円 一般 14,500円	・建築物等の鉄骨の組立て等作業に3年以上従事した経験を有する者等	
	有機溶剤作業主任者	10/15～10/16	9/14～9/18	会員 13,080円 一般 14,080円	※会場はオロシティホールとなります。	
教 習	玉 掛 け	10/19～10/21	9/23～9/25	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
		酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	10/21～10/23	9/23～9/25	会員 18,800円 一般 19,800円	
		移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	10/26～10/31	9/28～10/2	【全科目者】 会員 91,565円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
特 別 教 育	巻き上げ機の運転	10/7～10/8	9/7～9/11	会員 15,600円 一般 18,900円		
	低圧電気取扱	10/19～10/20	9/23～9/25	会員 16,115円 一般 19,415円		
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	10/21～10/22	9/23～9/25	会員 16,770円 一般 20,070円		
	クレーン運転	10/26～10/27	9/28～10/2	会員 17,080円 一般 20,380円		
その他	職 長 教 育	10/15～10/16	9/14～9/18	会員 12,980円 一般 16,280円		

薩摩川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。  
TEL0996-25-1377 FAX0996-41-3936

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
ガス溶接技能講習	10/26～10/27	9/14～9/18	会員 9,180円 一般 9,680円	

大島地区での講習会のお知らせ

大島支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。  
TEL0997-53-5487 FAX0997-53-6270

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	11/11～11/13	9/28～10/9	会員 18,800円 一般 19,800円	

- (備考) 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。  
2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。  
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承ください。

講習会中止のお知らせ

先月号でご案内した下記講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止することに致しました。  
ご迷惑をおかけしますがご理解のほどよろしくお願い致します。  
曾於地区 小型移動式クレーン運転技能講習 (9月15日から17日予定していた分)